

第6回 地方税制のあり方に関する検討会 議事概要

- 1 日時 令和7年8月6日（水）10時00分～12時00分
- 2 場所 合同庁舎2号館7階 省議室
- 3 出席者 小西座長、内田委員、西野委員、古谷委員、星野委員
上村特別委員、小西特別委員、佐藤特別委員、林特別委員、
吉村特別委員

4 議事次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 有識者プレゼンテーション
 - (2) 第5回検討会においてご質問があった事項への回答
 - (3) 地方税財政の現状と経済活動の動向について
- 3 閉会

5 議事の経過

(1) 有識者プレゼンテーション（上村特別委員）

- 第5回検討会において、兵庫県で開催された「地方税の偏在是正に関する勉強会」の報告書（令和7年3月公表）等の内容が本検討会の参考になるのではないかと指摘があったことを踏まえ、同勉強会の座長を務めた上村特別委員から同勉強会の報告書等の内容について説明があり、その後、自由討議が行われた。

(プレゼンテーション概要)

- 兵庫県勉強会報告書の概要資料のとおり、法人の事業活動の多様化等を踏まえると、現行の分割基準の指標や事務所等の要件では応益課税の反映に限界が見られ、結果として偏在性の拡大が生じている、と検討結果を取りまとめている。
- 具体的内容について、特に偏在性が大きい地方法人課税に注目し、
 - (1) 現行の分割基準や事務所等の要件について、応益性の観点から実態に合

わないと考えられる業態や設備等がないか、

- (2) 実態に合わない業態や設備等について、分割基準や事務所等の要件の具体的な是正策を検討、
 - (3) 是正策では対応できない場合は、特別法人事業税・譲与税等において更なる措置を講ずる
- という検討方針に沿って勉強会における検討を進め、報告書を取りまとめた。

- まず、現行の分割基準について次の課題を取りまとめた。
 - ・ 物品販売系ECについて、物流事業者は地域拠点が無い道府県においても配送事業を行い、道路・橋梁などの行政サービスを利用しているが、当該道府県には地域拠点が無いため税収が分割されないこと
 - ・ フランチャイズ事業について、加盟店がロイヤリティーを本部に支払うことにより本部のある東京都の税収が増加していること
 - ・ オートメーション化について、物流施設等の従業者数が減少し、EC事業者の物流倉庫等が所在する地方団体における税収が減少していること
 - ・ 分社化について、既存の大法人が事業部門や地域ブロックを分割して子会社化することにより、分社化前後で大法人の本店所在地以外の道府県で大幅な減収が生じる事例があること 等

- 次に、現行の事務所等の3要件（人的設備を有すること。物的設備を有すること。事業を継続して行うこと。）について、人的設備の要件を満たさない事例として次の課題を取りまとめた。
 - ・ 特定目的会社について、物流施設といった大規模設備の整備においてスキームを活用する事例が増えているが、当該物流施設に人的設備を有しない場合に、特定目的会社の本店のある東京都のみに納税される事例があること
 - ・ 太陽光発電、風力発電等について、当該地方団体に無人の発電施設のみが設置されている場合には税収が分割されないこと
 - ・ デジタル系ECについて、本店以外の事業所等を設置しないため、本店の多い東京都に税収が集中していると考えられること 等

- 以上のとおり、分割基準と事務所等の要件の見直しが必要だと考えられる業態や設備について、次のとおり是正策を提案している。
 - ・ 物販系ECについて、分割基準に「事務所等」の代替として「販売額」を用いる
 - ・ フランチャイズについて、分割基準に「事務所等」の代替として「フランチャイズ加盟店を含む販売額」を用いる

- ・ オートメーション化について、分割基準における「従業者数」の割増し、もしくは「ロボット設置数」の上乗せを行う
- ・ 太陽光発電・風力発電等について、分割基準において発電設備を事務所等とみなす、または「太陽光パネルの面積」や発電用設備に係る「固定資産の価額」を用いる
- ・ 分社化、特定目的会社、デジタル系ECについては、分割基準や事務所等の要件の見直しでは対応が困難であるため、特別法人事業税・譲与税の拡充により是正する

(自由討議)

○ 上村特別委員からのプレゼンテーションに対し、委員からは主に次のような意見があった。

- ・ 法人課税は生産活動に対する課税であるが、分割基準に仮に「販売額」を用いる場合には、企業の経済活動の定義・範囲を整理するなど、追加的な説明が必要となるのではないか。
- ・ 応益課税の性格と偏在是正は反しているのか、組み合わせて考えられるのか。例えば、モノ・サービスなど、地方から都市に対して動いているものについて東京に対しての応益性を観念できるのか、それを何らかの形で是正に結びつけていくことが可能なのか。
- ・ 事業形態が変わりゆく中で、今までの税体系、税の考え方の中でどう見直していくのか、それとも税の考え方を超えていくのかは、大きな議論となるのではないか。
- ・ 持株会社制の導入や、デジタル系ECの市場規模の拡大が、地方税収にどのように影響を与えているか、分析を深めていく必要があるのではないか。
- ・ 国際課税との関係で、事業所の有無だけでなく、消費（販売地）というものをどう考慮していくかが問題となるのではないか。

(2) 第5回検討会においてご質問があった事項への回答

(3) 地方税財政の現状と経済活動の動向について

○ 次に、事務局より、第5回検討会において委員から質問があった事項への回答及び地方税財政の現状と経済活動の動向について説明を行い、その後、自由討議が行われた。

(以下、自由討議)

<地方税財政の現状>

- 全国に占める東京都の税收シェアがどのように変遷してきているのか、より中長期的なデータで比較・分析を行ってみてはどうか。
- 不交付団体である東京都に焦点を当てるのであれば、税收だけではなく、地方交付税も含めた一般財源全体での比較が必要ではないか。
- 東京都とそれ以外の地域との比較だけでなく、より広い視点で、地方の持続的な発展を考えた議論を行っていく必要があるのではないか。
- 過去の偏在是正措置の変遷について説明があったが、その効果も分析する必要があるのでないか。

<経済活動の動向>

- 国際課税では、恒久的施設が設置されていない国で、どのように課税するかが議論になっている。その観点での検討も今後必要になってくるのではないか。
- 事業活動が多様化していく中で、まず現行の制度で、どのように税收帰属の適正化を行っていくかという問題があり、他方、そこから先の課題として、税源の偏在をどう考えていくかというのは、税收帰属の適正化とは異なる問題として考える必要があるのではないか。
- 産業の効率化という観点から考えると、東京都への企業の本社の集中や、それに伴う地価の上昇というのは、好循環ともいえるのではないか。
- 産業構造の変化により東京への集約が進んでいることに加え、テック系ベンチャーなどは相互の様々な刺激を求めて集まっている。産業が東京に集約しているという面は否定し難く、税制のみならず、地方財政をどうするかという観点からの議論が必要ではないか。
- 国際課税の議論でもいわれるように企業経営の中で無形資産の重要性が高まっている。その無形資産をコアとしてグループ内で分社化、機能分化を進める、あるいはグループ外にアウトソーシングして収益性を高めるという動きも進んでいる。国際課税のように企業グループを捉えて適切な税收の分割を

目指すことも当面の手当として考えられるが、それも限界がある。多角的な視点での検討が必要ではないか。

- フランチャイズの伸長や電子商取引の拡大、持株会社制の導入が、どの程度地方税に影響を与えているか、企業等に対してヒアリングすることも必要ではないか。

<行政サービスの地域間格差について>

- 東京都の場合、狭い意味での都道府県としての立場と、消防や上下水道等を担う市町村としての立場もある。また、他の道府県にはない都区財政調整制度という特有の仕組みもあるため、こうした点も踏まえて議論する必要があるのではないか。
- 全国に比べ東京都の出生率は低いため、出生率を上げるための施策をやっているということではないか。
- 行政サービスの地域間格差を分析するに当たり、東京都が実施している行政サービスについて、より幅広い分野で議論を行う必要があるのではないか。また、東京都が実施している行政サービスを全国で実施した場合の課題等についてもイメージをもつことが必要ではないか。

以上